

□津市景観計画の骨子と構成

第I編 はじめに

第1章 良好な景観の形成に向けて

『景観とは』

生活の場における景観は我々に心地よさや快適性を感じさせ、余暇の場における景観は感動や安らぎを与えてくれます。つまり、景観は私たちの生活に深く関わるものであり、その都市の個性や魅力、そして住民の心も現わすものです。

津市景観計画の基本理念

良好な景観は市民共通の資産

景観づくりは魅力づくり

基本姿勢

共通の価値観を持って、協働で取り組む景観づくり

長期的な視点に立って、次代の人々へ手渡す景観づくり

津らしさを具現化し愛着と誇りの持てる景観づくり

第II編 景観の状況

第2章 津市の景観特性

津市の景観特性を整理すると次のとおりです。

山と海に囲まれた豊かな自然景観



緑の景観

農の景観

歴史文化香る景観



歴史の景観

祭事・伝統行事の景観

市街地を構成する様々な都市景観



商業・業務地の景観

住宅地の景観

市民の記憶に残る景観



余暇・イベントの景観



沿道の景観

工業地の景観

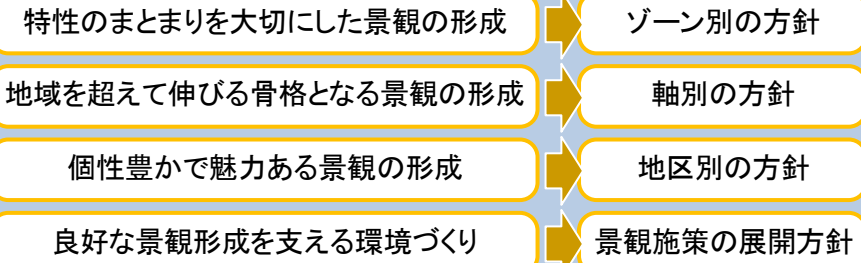


語り継がれる景観

校歌に登場する景観

第III編 景観形成の方向性

第3章 良好な景観形成の考え方



第4章 良好な景観の形成に関する方針

ゾーンの方針

- ◆山地景観 周辺の山並みとの調和等に配慮した景観形成の方針を定めます。
- ◆田園景観 集落や水田等との調和に配慮した景観形成の方針を定めます。
- ◆市街地景観 まちなみとの調和に配慮した景観形成の方針を定めるとともに、さらに商業業務地、住宅地、工業地、一般市街地、海岸の5つの景観特性に分けて景観形成の方針を定めます。

軸の方針

- ◆道路 道路とその沿道における景観形成の方針を定めます。
- ◆鉄道 鉄道沿線における景観形成の方針を定めます。
- ◆河川 河川とその周辺における景観形成の方針を定めます。

地区の方針

歴史的まちなみ、駅周辺など本市の個性ある地区について、魅力ある景観が形成されるよう方針を定めます。

- ◆楠原地区 ◆津城跡周辺地区 ◆多気地区
- ◆一身田寺内町地区 ◆津なぎさまち・フェニックス通り地区 ◆奥津地区
- ◆津駅東地区 ◆津駅西地区 ◆三多気地区
- ◆榊原温泉地区

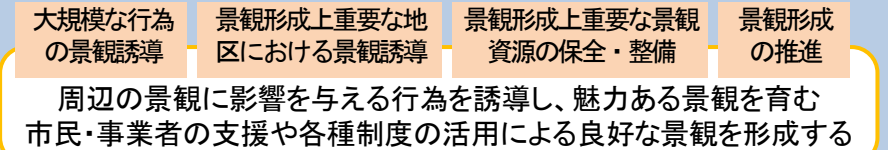
景観形成の推進方針

市民の皆さんや地域が主体となって良好な景観の形成が推進されていくよう、意識啓発等の方針を定めます。

意識啓発・知識普及、推進体制の構築等

第IV編 景観形成に関する施策

第5章 施策の考え方



第6章 行為の制限に関する事項

景観計画区域をゾーンやエリア、地区に区分し、届出制度の運用により、景観形成基準に基づく景観誘導を行います。

一般地区における景観誘導

ゾーンやエリア別に景観形成基準を定め、対象となる行為が周辺の景観と調和するよう、良好な景観の形成を図ります。

- ◆山地景観ゾーン
- ◆田園景観ゾーン
- ◆市街地景観ゾーン ・商業業務地エリア ・住宅地エリア
・工業地エリア ・一般市街地エリア ・海岸エリア

景観形成地区における景観誘導

地区の景観特性をふまえ、地区ごとに個別の景観形成基準を定め、魅力ある景観の形成を図ります。

地域の魅力向上や賑わいづくりに向け、景観づくりに取り組む地区を重点地区とし、きめ細かな景観に取り組めます。

第7章 景観を構成する重要な要素の保全・整備

地域の景観を特徴づける建造物や樹木

重要な建造物や樹木は景観法に基づく景観重要建造物・景観重要樹木として指定し、その保全を図ります。

都市や地域の骨格となる公共施設

景観上重要な公共施設は、景観法に基づく景観重要公共施設として指定し、適正な整備を進めます。

第8章 景観形成の推進

良好な景観の形成の促進・支援

市民・事業者・行政の役割を示すとともに、良好な景観の形成を促進するための仕組みづくりを進めます。

第V編 計画の管理進行

第9章 計画の管理進行

景観計画の実効性を高めるため景観審議会を設置するとともに、総合的な推進体制を構築します。